

○鳥取県警察証明事務取扱要領の制定について(例規通達)  
(平成 12 年 3 月 29 日鳥会例規第 1 号 鳥生企例規第 11 号 鳥捜一例規第 6 号 鳥鑑例規  
第 2 号)

改正 平成 19 年鳥会例規第 2 号 令和 3 年 9 月 29 日鳥会例規第 5 号

各所属長

鳥取県警察証明等手数料条例(昭和 34 年 3 月鳥取県条例第 13 号)及び鳥取県警察証明等  
手数料条例施行規則(昭和 34 年 3 月鳥取県公安委員会規則第 2 号)が廃止され、鳥取県警  
察手数料条例が平成 12 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、その円滑な事務処理を  
図ることができるよう、別添のとおり「鳥取県警察証明事務取扱要領」を制定したので、取  
り扱いに誤りのないようにされたい。

別添

鳥取県警察証明事務取扱要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、鳥取県警察手数料条例(平成 12 年 3 月鳥取県条例第 38 号。以下  
「条例」という。)第 2 条第 1 項第 67 号に規定する事実に関する証明書の交付事務に  
関し、他に定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(事実に関する証明の種類)

第 2 条 事実に関する証明の種類は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 遺失届出済証明
- (2) 盗難届出済証明
- (3) 火災その他災害証明
- (4) 海外渡航者犯罪経歴証明
- (5) その他の事実証明

(証明願等)

第 3 条 証明に当たっては、申請者から証明願又は申請書(以下「証明願等」という。)  
を所轄警察署長に提出させるものとする。ただし、前条第 4 号の証明に係るものにあ  
っては警察本部長に提出させるものとする。

2 前項の証明願等は、証明願等の余白に証明文を奥書して証明するものにあつては正副  
2 通を提出させ、別に証明書を交付するものにあつては 1 通を提出させるものとする。

3 鳥取県警察手数料の免除に関する規則(平成 17 年 7 月鳥取県規則第 76 号)第 2 条の  
生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 1 項に規定する被保護者に該当して手  
数料を免除する場合には、第 1 項の証明願等のほか、当該事実を証するに足りる書面  
を提示させ、又は添付させなければならない。

(手数料の徴収)

第4条 申請に係る手数料は、申請時に警察証明事務手数料納付書（様式第1号）により納付させ、又は納付したことを明らかにさせるものとする。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

様式第1号

[別紙参照]